

第五十九回  
貴族院 國議會

地方鐵道補助法中改正法律案特別委員會議事速記錄第四號

付託議案

祐德軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案

昭和六年三月二十日(金曜日)午後四時三十三分開會

○委員長(侯爵德川賴貞君) ソレデハ是ヨリ委員會ヲ開會シマス、御質問ゴザイマシタラ願ヒタイト思ヒマス

○子爵浦脇宏光君 チヨット速記ヲ止メテ政府委員ノ方ヲ御混ゼシテ御懇談ヲ致シタリト思ヒマス

○委員長(侯爵德川賴貞君) ソレデハ懇談會ニ移リマス、ドウカ速記者ハ退場シテ下サイ

午後五時三十四分懇談會ニ移ル

○委員長(侯爵德川賴貞君) ソレデハ再び

委員會ヲ開會イタシマス、御質問ゴザイマセウカ、御質問ナイモノト認メマシテ、只今ヨリ討議ニ移リタイト思ヒマス、御意見ガゴザイマシタラドウゾ……

○山之内一次君 私ハ別ニ討論ト云フ程ノコトヲ爲ス必要モナイト思ヒマスガ、大體

此法案ニ賛成ヲ表スルモノデアリマス、御趣意カラモ事實賛成ナノデ、唯此コニ「本法ハ昭和六年一月一日以後ニ免許ヲ申請シタル地方鐵道」ト云フト、一月一日以後ニ免許ヲ申請シタモノダケガ、從來カラ、本年ノ暮マデハ同ジ補助ヲ受ケルノ願ヒヲ爲シ得ルモノデアルニ拘ラズ、此法律ガ出ル前、即チマダサウ云フ希望モナクナルト云フコトヲ豫知シイナイモノマデ、是デ其希望ヲ除イテシマフ、取ッテシマフト云フコトハ甚ダ不穩當デアルト思フノデアリマス、殊ニ是ハ私ハ一つノ權利觀念ト思フノデアリマスケレドモ、法律ハ既往ニ遡ラズト云フ意味ニ反スルヤウニ思フ、勿論是ハ法律ニ規定シマスレバ、法律遡及ノコトモ差支ナ

ナル觀念ガナケレバ、殆ド世界中通ツテ居ルヤウナ原則ニ反スルヤウナコトヲ云フコトハ、ドウシテモ穩當ヲ缺イテ居ル、ソレカラ又一日前ニ出シタモノハ一ツノ恩恵ヲ矢張リ受ケルヤウニナリマスガ、其後ニ出シタモノハ受ケナイト云フコトハ、如何ニモ同ジ希望ヲ持ツテ居ル者ガアリトスレバ、同ジ立場ニアル者ヲバ、差別

待遇ヲヤツタヤウニナリマスノデ、甚ダ穩當ヲ缺クヤウニアリマスルカラ、餘リ大シタ問題デモアリマセヌケレドモ、何人ニモ考ヘラレルヤウナ風ニ、餘リ異論ノナイヤウトニ、之ヲ修正シテ置ク方ガ最モ適當ナコトト思ヒマスガ、此「昭和六年一月一日以後」ト云フノヲバ「本法公布以後」ト改メ「同七年」トアルノヲ「昭和七年」ト改メル修正意見ヲ提出イタシマス

○伯爵川村鐵太郎君 私モ山之内君ノ今御説明ニナリマシタ修正案ニ賛成イタシマス○委員長(侯爵德川賴貞君) 外ニ御異議ガゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵德川賴貞君) ソレデハ只今山之内君ノ修正案ヲ可決スルコトニ致シマス○子爵浦脇宏光君 私ハ先日來ノ皆様ノ御質問、ソレカラ政府ノ御答辯ヲ聽イテ居リ

希望決議

北海道東北地方ノ如キハ未ダ鐵道ノ普及

完カラザルモノアリ政府ハ宜シク國有鐵道ノ建設竝ニ自動車運輸事業發達ノ情勢ニ鑑ミ尙本法實施ノ成績ヲモ考慮シ更ニ必要ニ應ジ地方鐵道ノ普及助成ニ對シ、適當ナル方策ヲ樹立セラレンコトヲ希望

2

此希望決議ヲ附ケタイト思ヒマス、之ニ善

處セラレマスニハ、今北海道ト致シマシテ  
ハ、補助費ヲ御増シ下サルノモ一ツノ方法  
デゴザイマセウシ、又何カ單行法ヲ御出シ  
ニナルノモ、一ツノ方法ト考ヘマス、其點  
ニ付テハ政府ニ於テ御善處セラレンコトヲ  
希望イタシマス

○委員長(侯爵徳川頼貞君) 皆様御異議ゴ  
ザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵徳川頼貞君) 異議ナイモノ  
ト認メテ、本希望決議ヲ附ケテ本案ヲ可決イ  
タシマス、皆様ニ御詔り致シマスルガ、段々  
會期モ迫リテ居リマスノデ、若シ御異見ガゴ  
ザイマセヌンタラ、右意執首庸浦ノ牛ヲ

此際政府ノ説明ヲ求メタイト思ヒマスガ、  
御異存ゴザイマセヌカ

「「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○委員長(侯爵徳川頼貞君) ソレデハ説明  
ヲ求メマス

○國務大臣(江木翼君) 祐德軌道補償ノ爲

メ公債發行ニ關スル法律案ニ付キマシテ  
ハ、本會議デ概略ノ説明ヲ申上ゲテ置イタ  
ノデアリマスガ、更ニ附加ヘテ説明ヲ申上  
ゲタイト思フノデアリマス、鐵道省ノ有明

律案特別委員會議事速記録第四號 昭和六年三月二十一日

線ハ佐賀縣ノ肥前山口驛カラ長崎縣ノ諫早  
口カラ肥前龍王迄ハ昨年三月九日ニ、又肥  
前龍王カラ肥前演迄ハ昨年十一月三十日ニ  
開通ヲ致シテ其營業ヲ始メタノデアリマ  
ス、祐徳軌道ハ省線及沿線カラ祐徳稻荷神  
社ニ參詣スル賽客ヲ輸送スルコトヲ主タル  
目的ト致シテ居ル所ノ軌道デアリマスル  
ガ、只今申上ゲマシタヤウニ、有明線ガ肥  
前演マデ開通イタシマシタ結果、運輸系統  
其他ノ關係カラ致シマシテ、多大ノ影響ヲ  
受クルニ至タノデアリマス、即チ省線開通  
後ノ昨年十二月及本年一月ノ實蹟ニ依リマ  
スルト、前年ノ同期ニ比べマシテ乗車人員  
約三割二分、貨物噸數約八割ノ減少トナ  
リ、營業收入ニ於テ約四割三分ノ減少ヲ來  
シタノデアリマス、斯ク減少イタシマシタ  
ノハ、固ヨリ全線ニ瓦リ多少ノ影響ガアッタ  
カラデアリマスガ、就中省線ノ肥前山口以  
東ト祐徳軌道ノ鹽田以南ニ發著スル旅客ニ  
對シマシテハ省線ガ短絡線ニナリマスシ、  
又武雄以西、即チ長崎方面ノ旅客デモ、茲  
行區間即チ新渡・祐徳門前間ニ發著スルモノ  
ハ、設備、時間等ノ關係デ相當省線ニ移ル  
モノガアルト考ヘラレルノデアリマス、即  
チ二箇月間ノ實蹟ニ依リマスルト、武雄ト  
鹽田以南ニ相互發著スル旅客ハ、前年ノ同  
期ニ比ベマシテ約五割八分ヲ減ジタノデア  
リマス、又新渡・祐徳門前間ハ省線ト全然竝  
行シテ居リマスルカラ、此區間デハ三割四  
分ノ乗客ガ減ジマシタ、更ニ貨物ニ付テ申  
上ゲマスト、祐徳軌道ハ軌間ガ三呎デアリ  
マシテ、貨車ノ直通ガ出來マセヌシ、又運  
賃モ高ヴゴザイマスノデ、將來貨物ハ幾ラ  
モ残ルマイト推定セラルルノデアリマス、  
次ニ營業費ハ、昨年十二月及本年一月ノ實  
蹟デハ、前年ノ同期ニ比べマシテ僅々七  
分六厘ノ減少ニ過ギマセヌガ、是ハ運輸數  
量ノ減少シタ割合ニ應ジマシテ減ズルコト  
ガムツカシイカラデアラウト考ヘルノデア  
リマス、以上申上ゲマシタ二箇月ノ實蹟ニ  
依リマシテ、一箇年ノ營業成蹟ヲ推定イタシ  
テ見マスルト、營業收入五万一千五百七十五  
圓、營業費六万九千八百七十七圓トナリ、  
缺損ガ一万八千三百二圓トナルノデアリマ  
ス、之ヲ省線ノ開通前ト比較イタシテ見マ  
スルト、省線開通ノ直前即チ昭和五年度ニ  
ハ一万六千二百十七圓ノ益金ヲ擧ガ、建設  
費ニ對シマシテ約五分六厘ノ利廻リニナッテ  
居ルノデアリマス、斯様ナ缺損トナリマシタ  
對シマシテ約五分六厘ノ缺損ト推算セラル  
モノデアリマス、斯様ナ缺損トナリマシタ

ノハ畢竟省線ガ祐徳軌道ノ線路ニ竝行シ又非常ニ接近ヲ致シテ敷設セラレマシタ爲デアリマシテ、會社ハ今後引續イテ其營業ヲ爲スコトハ困難デアリマス、又一面ニ於キマシテハ本軌道ノ營業廢止ヲ許可イタシマシテモ、沿線ノ地方民ハ他ノ交通機關ヲ利用シ得ル便モアリマスルノデ、全線ノ營業廢止ヲ許可シ之ニ因ッテ生ズル損失ヲ補償セムト致シマシテ此案ヲ出シタ次第デアリマス、尙補償金額ニ付キマシテ御話ヲ申上ゲマスルト、法律ノ規定ニ依リ計算ヲ致シマシタ既往六營業年度間ノ収益還元額ハ建設費以内トナリマシテ、斯様ナ場合ニハ補償ノ日ニ於ケル建設費ノ國債換算額カラ残存物件ノ評價額ヲ國債ニ換算シテ之ヲ差引イタ二十五万六千圓以内デ政府ガ決定スルコトニナツテ居ルノデアリマス、之ヲ決定イタシマスルニハ、政府ハ從來建設費ヲ以テ其基本ト致シマシテ定メル方ガ適當デアラ期ヲ含ミマスル既往六營業年度間ノ収益率ヲ基本ト致シマシテ定メル方ガ適當デアラウト思ハレマスルノデ、此収益還元ニ依リマスル二十四万二千五百圓ト云フモノヲ基礎ト致シマシテ、此二十四万二千五百圓カラ残存物件ノ評價額ヲ國際ニ換算イタシマ

シタ十一萬圓弱ヲ控除イタシマシテ、サウシテ其十三万三千圓ヲ限度トシテ之ヲ補償スルコトト致シ其公債ヲ發行イタシタイト考ヘタ次第アリマス、尙ホ附加ヘテ申上ゲテ置キタイコトハ、從來ノ斯様ナ補償ノ法律ニ於キマシテハ公債發行ノ金額ヲ法律ニ明記シナイ慣例ニナツテ居ツタノデアリマスガ、今回ハ法律ニ此公債ノ限度ヲバ明力ニ決メタノデアリマス、尙ホ本案ニ付キマシテハ、鐵道會議ニ諮詢ヲ致シマシテ、其意見ヲ採リマシテ、其意見ニ從ヒマシテ本案ヲ決定シタヤウナ次第デゴザイマス、ドウゾ御審議ノ上御協賛アルヤウニ御願イタシマス

ラ營業ヲヤッテ居ルノデアリマスガ、ソレニ  
モ拘ラズ今日マデハ多少ノ打撃ハ無論受ケ  
テ居タノデアリマセウガ、鬼モ角モ此鐵道  
ハ四分内外ノ利廻リニ上ガツテ居タノデア  
リマス、所ガ省線開通後ニナリマスト、ド  
カト激減イタシマシテ、五分六厘ノ缺損ガ  
推算サレルト云フ ヤウナ譯ニナツテ居リマ  
ス

○子爵瀧脇宏光君 是ト同ジヤウナ状態ニ  
アル所謂新シイ省線ガ出来マシテ矢張リ打  
撃ヲ受ケテ居ル、斯ウ云フ地方鐵道ガ現在  
其外ニハゴザイマセヌデセウカ、例ヘバ富  
山鐵道ナンカモ同ジヤウナ狀態ニアルノデ  
ハナイカト存ジマスルノデゴザイマスガ、  
又近キ將來ニ於テ打撃ヲ受ケル線ノ延長ノ  
所デモ何處デモ宜シイノデゴザイマスガ、  
幾ツ位ゴザイマセウカ

○國務大臣(江木翼君) 細カイコトハ政府  
委員カラ申上ゲルコトニ致シマスガ、今先  
刻御話ノコトデゴザイマスガ、富山鐵道ハ  
富山・笹津間デアリマシテ、省線ガ開通イタ  
シマシタ結果非常ナ打撃ヲ受ケタヤウデア  
リマス、從來一割二三分ノ利廻リニナッテ居

併ナガラ缺損ヲ致シテ居リマセヌノデアリ  
ト認ムル譯ニモ行カヌベキ性質ノ  
モノデハナカラウカト思フテ居ルノデアリ  
マス、併シ如何ニモ非常ナ低イ利廻リデ營  
業ヲ繼續イタシテ參ルト云フコトハ、其地  
方ニ取リマシテハ、地方民全般ニ存續ヲ希  
望イタシテ居リマスル鐵道デアリマスガ、  
會社ハ斯様ナ低イ利廻リデ營業ヲ繼續シナ  
ケレバナラヌト云フ苦シイ立場ニアリマス  
ノデ、之ニ對シテハ或ハ特別ノ補助ヲヤル  
ト云フヤウナコトニナラナケレバナラヌカ  
ト思フテ居ルノデアリマス、豫算ニ計上イタ  
シテゴザイマシテ、ソレヲ來年度カラヤラ  
ウカト考ヘテ居ル次第デアリマス、其他ノ  
問題ニ付キマシテハ、政府委員カラ御答イ  
タシマス

省線ガ上ヲ越スカト云フヤウナ問題ガアリ  
マス、ソレノミナラズ此札沼線ノ篠路カラ  
以上先へ延ビマスト、相當ノ約六割位ノ影  
響ガアルデハナイカト思ハレマス、併シ今  
ノ所デハ鐵道省ノ意見トシテ、篠路マデノ  
開業ニハ效果ガ至ラテ薄イノデアリマス、實  
ハ此「クロッス」シテ居ル所ノ線路ヲ越エル所  
ダケ工事ヲ打切ツテ居ルノデゴザイマス、  
從ツテ開業ヲ延バシマシタ關係上、今直チニ  
施行スル必要ハナイヤウニ考ヘテ居リマ  
ス、ソレカラ九州ノ柳河鐵道、柳川、矢部  
川間ノ開通ニ依リマンテ……全線並行デゴ  
ザイマス、補償シテ吳レト云フ希望ガアリ  
マスガ、是ハ省線ノ開業ガ本年九月頃ニナ  
ル譯デアリマスカラ、開業後、次ノ機會マ  
デニ補償スルカシナイカト云フコトヲ決定  
イタシタイト思ヒマス、其外ニ於テモ要求  
ガ隨分ゴザイマスケレドモ、差當リ考慮シ

○子爵瀧脇宏光君 省線ノ方デ工事ヲシテ  
居リマシテ、ソレデ工事ヲ始メルガ爲ニ私  
設鐵道ヲ使ッテ……、ソレガ爲ニ私設鐵道ガ  
非常ニ利益ガ多クナツテ……是ハ補償デナ  
ク買收デスガ……アトデ買收シナケレバナ  
ラヌ、サウ云フ鐵道デ非常ニ高ク買ハナケレ  
マス

レバナラヌト云フ場所ハゴザイマセヌデス

カ、買收デス

○政府委員(丹羽武朝君) ソレハ無イコト

ハナカラウト思ヒマス、例ノサウ云フ事情

ニアル鐵道ハ松本カラ出テ居ル信濃鐵道ノ

大糸線ガゴザイマスガ、併シ必シモ買收シ

ナケレバ運輸線路上直グ困ルト云フ問題デ

モアリマセヌカラ、故ニ目下財政上ノ都合

モゴザイマスシ、大體ニ於テ公債發行ト云

フコトハ控ヘタイト云フ主義カラダラウト

私ハ推測スルノデアリマスガ、成ルベク買

收ハ、非常ニ困ル場合ノ外ハ避ケタイト方針

デ居ルヤウナ次第デアリマス

○子爵新庄直知君 今日ハ此程度デ散會ヲ

願ヒタウゴザイマス

○委員長(侯爵徳川頼貞君) 御質問ゴザイ

マセヌケレバ今日ハ此程度ニ止メマシテ、

二十三日ノ午前十時カラ開キタイト思ヒマ

ス、御異議アリマセヌデスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵徳川頼貞君) ソレデハ今日

ハ是デ散會イタシマス

午後五時四十四分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵徳川 頼貞君

副委員長 子爵新庄 直知君

委員

伯爵川村鐵太郎君

子爵瀧脇 宏光君

男爵近藤 滋彌君

山之内 一次君

八田 嘉明君

國務大臣

鐵道大臣 江木 翼君

政府委員

法制局參事官 黒崎 定三君

鐵道政務次官 黒金 泰義君

鐵道參與官 山本 厚三君

鐵道監督局長 丹羽 武朝君

鐵道省經理局長 後藤 梯次君